



あたごふれあい人権文化センターだより

2025年5月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

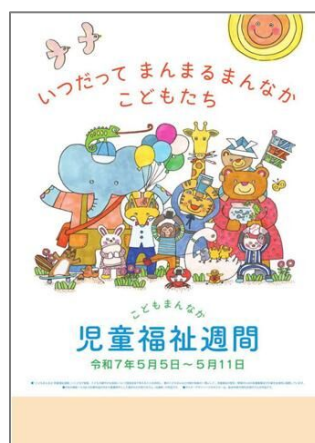
あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」
に関するご意見・ご要望をお寄せください。

こどもまんなか児童福祉週間

令和7年5月5日～5月11日

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いであり、そのためには、すべてのこどもが家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を私たちがつくっていくことが重要です。

どのような社会が理想なのか、こどもたち一人ひとりがそれぞれの意志で新しい未来を築いていこうとする取り組みを進めていくこと、それを周囲の人たちが応援する環境を整備していくことも求められています。こうした中、国はこどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間（5月5日～5月11日）」と定めています。



●子どもの権利条約とは…

子どもの権利条約は世界中の子ども達の守られるべき権利を定めた国際法です。1989年に国連で採択され、日本も1994年にこの条約に批准しています。この条約は子どもが権利の主体であることを明確にし、安全な環境で自分らしく成長することができる権利を保障しています。条約には子どもを育てることはまず、親の責任であると書かれています。子どもだけでなく、大人もこの条約に関してしっかり理解することが大切です。

子どもの権利条約にはすべての子どもたちがしあわせに暮らしていくために以下のようなことが書かれています。

差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障がいの有無…
どのような違いがあっても差別されません。
もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。
あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。あなたは、すこやかな成長のために、
十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に応じて、しっかりと尊重されます。
意見があれば、伝えてみましょう。

●ひとりで悩まないで、相談してみよう

こどもの人権110番

0120-007-110

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310 (文部科学省所管)

・こどもまんなか児童福祉週間（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateishien/jidou-fukushi-shuukan/>

・法務省リーフレット「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00118.html

をもとに倉吉市立人権文化センターが作成

第57回 倉吉市人権教育研究会 総会

～お互いを認め合い、安心して暮らせる 人権尊重のまちをめざしましょう～

日 時：5月10日（土）午前10時開会

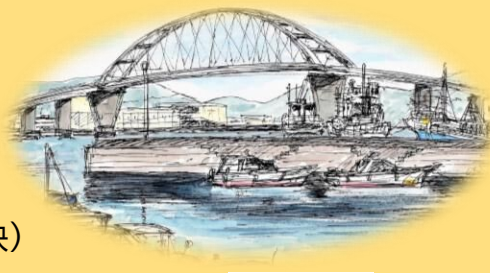
場 所：倉吉交流プラザ視聴覚ホール

■総 会 10:00から11:00まで

■学習会 11:00から12:00まで（DVD上映）

長島愛生園 隔離された人生に学ぶ

境港市出身 元ハンセン病患者 石田雅男さんの生き方



連絡先：倉吉市人権教育研究会事務局（倉吉市人権政策課内）

電話 0858-22-8130 FAX 0858-22-8230

電子メール jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

倉吉市ホームページ内 総会トピックス
<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/6074.htm>

※ 自然災害等で総会を中止する場合には当日までに倉吉市ホームページでお知らせします。

※ 手話通訳、場内誘導、座席の確保等について、特別な配慮をご希望の方はお知らせ下さい。
できる限りの対応を取らせていただきます。

5月のあたごふれあいサロン

日 時：5月23日（金）13:30～

内 容：アナログゲーム体験

講 師：倉吉市社会福祉協議会 菊池 翔さん

アナログゲームとは、コンピュータを使わないゲーム全体の総称で、脳の活性化や認知症予防が期待されます。

楽しみながら、体験してみませんか。



※参加される方は、5月16日（金）までにお申込みください。

【令和7年度 あたごふれあい人権文化センター 職員体制】

よろしくお願いします



・所 長：大羽 千鶴（おおば ちづる）

・指導員：前田 恵美（まえた えみ）

・指導員：徳安 隆志（とくやす たかし）

昨年度に引き続き、この3名で皆さまに気軽に立ち寄っていただけるセンターづくりをめざします。

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440

